

# 国際戦略グランドデザイン

2024年度改訂版

2024年（令和6年）5月9日

日本弁護士連合会

## 目 次

1 総論 .....	1
1－1 グランドデザインの目的と性格 .....	1
1－2 2019年以降の世界情勢の変化と改訂版の策定 .....	1
1－2－1 世界情勢の変化と法曹の役割 .....	1
1－2－2 本改訂版の概要 .....	2
2 国際戦略の各基本目標に沿った当連合会の国際活動概況 .....	2
2－1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動の概況 .....	2
2－1－1 国際人権活動 .....	2
2－1－2 国際協力活動（国際司法支援活動） .....	3
2－2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動の概況 .....	4
2－3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制 の強化のための活動 .....	5
2－3－1 弁護士の国際業務推進 .....	5
2－3－2 中小企業の国際展開業務の法的支援 .....	6
2－4 共通課題としての人材育成・広報活動 .....	6
2－4－1 人材育成 .....	6
2－4－1－1 国際分野での活躍を目指す会員への支援制度 .....	7
2－4－1－2 国際公務キャリアサポート活動 .....	7
2－4－2 広報活動 .....	9
2－4－2－1 海外への情報発信 .....	9
2－4－2－2 当連合会の国際活動の会内への広報 .....	9
3 国際戦略の各基本目標達成に向けた課題及び取組 .....	10
3－1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動の課題及び取組 .....	10
3－1－1 国際人権活動 .....	10
3－1－1－1 国内での国際人権規範の実現 .....	10
3－1－1－2 国内の人権課題の克服 .....	11
3－1－1－3 海外の人権課題への対応 .....	13

3－1－1－4 刑事司法政策に関する国際協力	14
3－1－1－5 気候変動への対応	15
3－1－2 国際協力活動（国際司法支援活動）	15
3－2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動の課題及び取組	18
3－2－1 国際交流活動の目的・成果の還元	18
3－2－2 国際交流の目的を踏まえた国際交流活動の内容の充実化・友好協定 先の戦略的検討	19
3－2－3 国際的な法曹界におけるプレゼンスの向上	20
3－2－4 当連合会の体制整備	21
3－2－5 地方における国際活動の更なる充実化	21
3－2－5－1 地方における弁護士の国際業務	21
3－2－5－2 地方における国際交流	22
3－2－5－3 地方における中小企業の国際業務支援活動	23
3－2－6 国際的なルール・メーキングへの積極的な関与	23
3－2－7 多様性の尊重とジェンダー平等の追求	24
3－3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制 の強化のための活動の課題及び取組	24
3－3－1 法的問題の国際化に対応した司法制度整備の必要性（国際法律業務 に対応できる日本の法制度・手続に関する立法提言活動の実施）	24
3－3－1－1 日本における国際仲裁・調停等ADR振興のための諸施策	24
3－3－1－2 証拠・情報収集制度の整備・拡充の検討	24
3－3－1－3 依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の法制化	25
3－3－1－4 外国籍弁護士の調停委員等への採用	25
3－3－2 日本の法制度についての広報・情報発信	25
3－3－3 グローバル化（インバウンド・アウトバウンド）に伴い発生する案 件への対応（個人・企業）	26
3－3－3－1 渉外家事関係、入管・難民関係、国籍関係の諸事件について国内 外での法的アクセスを向上させる取組	26
3－3－3－2 中小企業の海外展開を含めた国際化支援の拡充	27
3－3－3－3 日本の弁護士による海外での業務遂行支援	29
3－3－3－4 弁護士の国際業務の拡充と能力強化のため国際業務を行う関連 機関・弁護士のネットワーク化	29
3－3－3－5 日本企業のダイバーシティ実現に向けた女性弁護士による社外役 員就任	30

3－4 共通課題である人材育成及び広報活動	30
3－4－1 人材育成の課題及び取組	30
3－4－1－1 國際分野で活躍できる人材育成	30
3－4－1－2 國際公務分野でのキャリア構築支援	31
3－4－2 広報活動の課題及び取組	31
3－4－2－1 海外への情報提供	32
3－4－2－2 当連合会の国際活動の会内への広報	32

## 1 総論

### 1－1 グランドデザインの目的と性格

経済活動のグローバル化の進展とともに、法や法制度も国際化の一途を辿っている。社会の国際化の発展に伴い、当連合会の国際的な取組に関する諸課題も多岐にわたり、かつ、継続的な対応を要するものとなっている。このような状況に鑑み、当連合会は、2016年2月、当連合会の国際活動における理念を明確化し、それに基づく基本目標及びそれを実現するための具体的な施策を展開するための「国際戦略（ミッション・ステートメント）」（以下「国際戦略」という。）（別添）を公表した。

また、2019年6月の第70回定期総会において「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言」を採択すると共に、国際戦略における3つの分野（①公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動、②弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動、③社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動）における各基本目標の達成に向けて、現状の各活動内容を概観し、当該目標達成のために当連合会が現在取り組み又は今後重点的に取り組むべき諸課題を俯瞰した上で当連合会内外に示し、その取組を推進するために、同年7月、国際戦略グランドデザイン（以下「本グランドデザイン」という。）を策定した。

### 1－2 2019年以降の世界情勢の変化と改訂版の策定

#### 1－2－1 世界情勢の変化と法曹の役割

本グランドデザインの策定後の4年余りで、世界情勢は大きく様変わりした。

2022年2月以降続くロシアのウクライナ侵攻や2023年10月以降のイスラエル・ハマスの衝突等においては、武力衝突の下で、国連憲章や国際人道法等への重大な違反や市民に対する人権侵害が、大きな問題となっている。また、武力衝突に至らないまでも、権威主義的な国家により、国家の安全保障を理由として市民の表現の自由等の基本的人権や司法の独立が脅かされる事象も生じているほか、市民の人権を擁護する弁護士への弾圧も世界各国で散見され、法の支配が危機的な状況にある。このような状況において、法の支配や基本的人権の擁護を実現し維持する法曹の役割、とりわけ、これらの役割を果たすために各国の法曹が連携して取り

組むことの重要性が、更に増している。法の支配や基本的人権を回復するには、司法に訴えるだけでは十分ではない場合があり、根本的な問題として健全な民主主義の確立が必要不可欠であり、この方面でも、弁護士及び弁護士会の活動は非常に重要なことがある。

併せて、新型コロナウイルスのパンデミックのもとでは、国家による市民の生存・健康・安全への人権をどのように確保するのか、同時に国家による感染予防の措置に対して個人のプライバシーをどのように確保すべきかなどの人権に関わる新たな法的問題も提起された。

また、世界で喫緊の課題となっている気候変動の問題に法律家として取り組む大きな役割がある。

さらに、2022年12月頃からは生成AIの利用が急速に浸透し、世界の法律業務に根本的な影響を与える可能性があり、各国の法曹が連携して新たなルール・メイキングに取り組むことが求められている。

当連合会は、人権擁護と社会正義を実現する団体として、国際分野においても、各国の法曹と協力し、必要な情報を収集するとともに、意見を発信し、また日本政府に働きかけることにより、基本的人権の尊重に向けて活動していく。

### 1－2－2 本改訂版の概要

このような昨今の急速な世界情勢の変化に対応していく当連合会の姿勢を明らかにするため、この度、本グランドデザインの改訂版を取りまとめ、公表することとした。

本改訂版においては、主に、気候変動等に関する当連合会の取組及び今後の課題について、加筆している。

なお、グローバル化・国際化は今後ますます進展し、それに伴って当連合会が取り組むべき課題も変化していくことが想定されることから、本グランドデザインは今後も、国際社会の変化に応じて改訂を重ねることが予定されている。

## 2 国際戦略の各基本目標に沿った当連合会の国際活動概況

### 2－1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動の概況

#### 2－1－1 國際人権活動

当連合会は、1988年の人権神戸宣言において、「国際人権規約や人権関係諸条約の完全な実施とともに、国家による人権保障を国際的監視のもとに置く人権の国際的保障体制の確立が今、必要とされている。現在は人権を国際的な視野でとらえ、国際的な手段でこれを擁護する実践の段階である。」と宣言した。しかし、この宣言から35年経過した現在、人権状況に改善が見られた課題もある一方、未だ国際人権保障の水準に達していない分野も多く、さらに重大かつ深刻な人権侵害が生じている課題も新たにある。かかる人権状況を改善していくためには、国内法による国内的人権保障システムと国際人権法による国際的人権保障システムのいずれもが十分に整備され、かつ、有効に機能することが必要不可欠であり、当連合会においては、これらのシステムの確立を目指した活動を行っている。

当連合会は、国連の経済社会理事会により承認された協議資格を有する団体として、国連人権理事会、国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）、国連の女性の地位委員会など国連の諸会議に代表団を派遣し、情報収集や意見表明等を行っている。

また、国際人権条約の締結国である日本は、自國の人権状況について条約機関に定期的に報告を行っているが、当連合会は、そうした政府報告書に対する「日本弁護士連合会報告書」を作成して条約機関に提出し、条約機関が公表する総括所見（審査の結果文書）に当連合会の意見が取り入れられるよう積極的な働きかけを行っている。さらに、国連人権理事会が担う普遍的定期的審査（ＵＰＲ）に関して国連人権高等弁務官事務所（ＯＨＣＨＲ）を通じて同理事会に情報提供を行うとともに、その審査に立ち会い、意見を表明する等の活動も行っている。

## 2－1－2 国際協力活動（国際司法支援活動）

当連合会は、1996年に外務省よりカンボジア法曹の本邦研修を受託して以降、20年以上にわたり同活動を継続している。2009年には、「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」及び「国際司法支援活動基本指針の解釈指針」を定め、会員や外部に対する説明責任を尽くすとともに、自らの活動の指針を明確化した。同方針では、当連合会の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念の実現を目的とし、政治的不偏性・中立性や、市民の自立支援・カウンターパートとの協働・フォローアップの実施・安全性に留意すること、法曹の一翼を担う重要な役割を果たす対象国の弁護士及び弁護士会に対する協力や弁護士制度の構築への助言を積極的に推進すべきことなどが示され、当連合会の国際司法支援活動は、これに沿って活動が続けられている。

具体的には、カンボジアの弁護士会支援、同国の民法・民事訴訟法制定支援とベ

トナムの司法制度支援に関する外務省の重要政策支援に参画して以降、外務省、経済産業省、法務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）や公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、名古屋大学などとも連携して、主にアジア諸国の国際司法支援を実施してきた。カンボジアでの弁護士養成校設立・運営支援はJICAの開発パートナーシップ事業として採択され、その後JICAの活動に引き継がれた成功事例である。当連合会では、会員がJICAの長期専門家や名古屋大学の日本法教育研究センターでの講師に就任し、上述の諸団体の活動に参加しているほか、独自の活動として、主に途上国の弁護士会と協働して、①司法アクセスの向上及び②弁護士法曹養成・継続教育の制度の運営・改善といった各分野について協力プロジェクトを実施している。

国別では、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、中国、ネパール、ミャンマーにおける活動が挙げられる。2019年には、公益財団法人トヨタ財団の国際助成プログラムに参加し、ベトナム、カンボジア、ラオスの各弁護士会と協働して司法アクセスの向上のためのワークショップ等を実施した。また、2019年からは、JICAの委託を受け、アジアだけでなくアフリカ地域の司法関係者に対し、司法アクセス向上のための研修を実施している。

## 2－2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動の概況

日本の国際化に即して、近年、当連合会の国際交流活動は、対象国・活動内容共に発展してきている。

当連合会は、以下の国際法曹団体に加盟し、又は友好協定を締結している。また、会長がアジア弁護士会会长会議（POLA）、事務総長が世界弁護士会事務総長会議（ILACE）に個人資格で加盟している。

国際法曹協会（IBA）	1951年加盟
アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）	2002年加盟
国際司法支援協会（ILAC）	2008年加盟
若手法曹国際協会（AIJA）	2016年3月15日友好協定締結
国際弁護士連盟（UIA）	2018年加盟
環太平洋法曹協会（IPBA）	2017年9月18日友好協定締結

当連合会は、以下の14か国の外国弁護士会と友好協定を締結しており、友好協

定を締結した外国弁護士会とは、各外国弁護士会が主催する国際会議への代表団派遣・表敬訪問・共同セミナー開催等、継続的な交流を行っている。大韓弁護士協会（KBA）とは1987年から定期交流会を、2011年からは「日韓バーリーダーズ会議」を定期的に開催している。

オーストラリア弁護士連合会（LCA）	1999年9月2日締結、2009年7月28日更新
カンボジア王国弁護士会（BAKC）	2000年4月20日締結
大韓弁護士協会（KBA）	2004年12月4日締結
米国法曹協会（ABA）	2006年10月24日締結
中華全国律師協会（ACLA）	2006年11月30日締結
ドイツ連邦弁護士連合会（BRAK）	2008年6月24日締結
パリ弁護士会	2010年6月24日締結
ベトナム弁護士連合会（VBF）	2013年11月25日締結
ロシア連邦弁護士連合会（FCLR）	2014年10月23日締結
シンガポール弁護士会	2015年6月22日締結
フランス全国弁護士会評議会（CNB）	2017年10月19日締結
モンゴル法曹協会・モンゴル弁護士会 (三者協定)	2017年11月23日締結
マレーシア弁護士会	2019年2月19日締結
フィリピン統一弁護士会	2020年2月14日締結
インド法曹協会	2024年3月25日締結

各弁護士会も1989年以降、独自に外国弁護士会と友好協定を締結しており、現時点では、半数近くの弁護士会が何らかの形で外国弁護士会と交流活動を行っている。

## 2-3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動

### 2-3-1 弁護士の国際業務推進

企業や個人のグローバル化、価値観の多様化、さらに国際情勢の複雑化に伴い、

海外との取引や紛争で法的解決を必要とする場面はますます増えており、国際的な業務に対応できる弁護士のニーズも飛躍的に高まっている。これらの法的ニーズに応えるため、当連合会では、当連合会内外の委員会等や各関連機関・団体と連携・協力して、弁護士の国際業務を促進するための各種取組を総合的に進めている。

具体的活動例としては、国際分野の活動領域拡大に向けた現状・ニーズの把握のため、国内では全弁護士会に対して国際業務に関するアンケートを実施し、海外においては法務省が実施する東南アジア各国における日本企業支援等の方策を検討する調査研究への協力を実施している。また、日本との交流が深いフィリピンの、主に家事分野の問題に日本の弁護士がより対応しやすくなるため、フィリピン大学に受託弁護士を派遣し、現地からの情報提供や支援スキームを検討する調査研究（「日比法律案件サポートプロジェクト」）を行っている。

また、フィリピン、シンガポール、マレーシア等の弁護士会とは国際業務に関する会合や共同セミナーを開催し、その時々の国際業務に関する最新論点について情報交換と会内発信を実施し、また中小企業支援や家事分野など様々な国際分野について業務構築の手法等を情報提供する「弁護士の国際業務シンポジウム」を毎年開催するなどの取組を行っている。

さらに、後に詳述するとおり、国際機関や官公庁、N G O、シンクタンク等における「国際公務分野」の弁護士活動を拡充するため、普及啓発と人材育成のためのセミナー、相談制度等の支援策を実施している。

その他、国際的プロボノ活動や英語及び中国語以外の多様な言語を扱う業務の推進など、新たな領域の開拓的な活動も進めている。

## 2－3－2 中小企業の国際業務の法的支援

当連合会は国際業務を行う中小企業を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）等の中小企業支援機関と覚書を締結し、中小企業国際業務支援弁護士紹介制度を運営している。本制度は、各連携団体から紹介を受けた中小企業に対して、当連合会から国際的な企業法務・取引法務の豊富な経験を有する弁護士を紹介する仕組みをとっている。2012年5月の制度開始から2023年12月31日までの相談件数は約560件であり、契約書関連の相談が約7割を占める。

## 2－4 共通課題としての人材育成・広報活動

### 2－4－1 人材育成

## 2-4-1-1 国際分野での活躍を目指す会員への支援制度

当連合会は、国際的な分野での活躍を目指す会員を支援するために次の各種支援制度を設けている。

### ① 海外ロースクール推薦留学制度

公益的な活動に取り組む弁護士の留学を支援するため、以下の各大学のロースクールに、客員研究員又はL.L. M. コースの学生として、会員を推薦・派遣している。

ニューヨーク大学（米）
カリフォルニア大学バークレー校（米）
イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校（米）
エセックス大学（英）
シンガポール国立大学

### ② 国際会議若手会員参加補助制度

海外、国内、オンラインで開催される、国際法曹団体等が主催する国際会議への参加費用等を補助している。2011年度から本制度を実施しており、2023年度までの補助実績は延べ213名に上る。

## 2-4-1-2 国際公務キャリアサポート活動

近年、若手会員を中心にキャリア形成の一つとして国際公務分野（国際機関に限らず官公庁やNGO等のために職員・専門家として行う国際的業務を含む分野）でのキャリア構築に関心を持つ会員が増えつつある。当連合会では、国際公務キャリアサポートの推進のため以下の取組を行っている。

### ① 各種セミナー・イベントの実施

外務省のJPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）派遣制度などを通じて国際機関職員になるための情報提供を行う「国際機関キャリア情報セミナー」（2004年～）、国際機関の現役職員や職務経験のある弁護士が講師となる「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（2010年～）を実施

し、また、国際公法に特化して実務家や学者を講師に招いて行う国際公法研修企画や国際通商法に関するセミナー等を定期的に開催している。

## ② 国際公務キャリアサポート体制

「国際公務相談窓口」を設置し、国際公務分野でのキャリアを志望する弁護士からの相談に対して、各人の実情に即した個別具体的なアドバイスを行うことでキャリアパスの支援を行っている。相談内容によっては、国際機関等で活躍する国際公務経験の豊かなアドバイザーからのアドバイスを受けることも可能な仕組みとなっている。

また、当連合会からの情報提供のほか、国際公務志望者間での双方向の情報交換やネットワーク構築への活用を目的とした「国際公務志望者メーリングリスト」も設置している。その他、国際機関への就職を希望する弁護士が経歴等を外務省国際機関人事センターに登録する「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」の運営に協力している。

## ③ 国際機関駐日事務所等での司法修習・インターン制度の実施

選択型実務修習として、以下の国際機関駐日事務所等での実務修習の立ち上げに尽力した。

国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）駐日事務所
国際移住機関（I O M）駐日事務所
国際協力機構（J I C A）本部
外務省経済局
国際労働機関（I L O）駐日事務所

また、会員を対象とする以下の国際機関駐日事務所等でのインターン制度も実施している。

国際移住機関（I O M）駐日事務所
赤十字国際委員会（I C R C）駐日事務所
国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）駐日事務所
日本ユニセフ協会

## 2－4－2 広報活動

### 2－4－2－1 海外への情報発信

当連合会は、国際法曹団体や外国弁護士会等に対して情報を発信するため、以下のような活動を行っている

- ① 国際法曹団体等が主催する国際会議において、代表団やスピーカーを派遣し日本の法制度等について情報発信を行うほか、各国際法曹団体や外国弁護士会との個別の会合での交流を通じて各国の取組等について情報交換を行っている。

また、当連合会は、国際的プレゼンスの向上・ネットワークの構築のため、国際会議を積極的に日本で開催・誘致し、当連合会の活動を広く海外に発信している。コロナ禍の収束後に当連合会が主催した会議としては、G7バーリーダーズ会議（2023年4月）、日韓バーリーダーズ会議（2024年1月）がある。このほかに、ローエイシア福岡人権大会（2023年9月）、IBA、IPBA及びUIA等の国際会議が国内で開催されており、当連合会は、共催や後援を行うと共に、国際会議若手会員参加補助制度を適用し、支援を行っている。

- ② 当連合会の活動を紹介する英文パンフレット、当連合会の意見書や会長声明、弁護士白書等の英訳を作成して英文ウェブサイトで公開し、日本の法制度、当連合会の活動、日本の法制度等の問題点等の最新情報を網羅的に海外に紹介するとともに、海外派遣や調査の際にはこれら媒体を活用して対外的な情報発信を行っている。

### 2－4－2－2 当連合会の国際活動の会内への広報

当連合会は、当連合会が行う国際活動に関する情報を会員に対して提供するため、主に以下のような活動を行っている。

- ① 当連合会が国際会議等へ参加した際には、自由と正義（海外レポート）、委員会ニュースや日弁連新聞等において会議の内容や各国との交流について報告をしている。
- ② 当連合会の国際活動の取組について当連合会ウェブサイトへ掲載するほか、当

連合会SNSを活用した広報も行っている。

特に、上述2-4-1-1の当連合会が行っている各種の会員向け支援制度について、会員専用ウェブサイト等に情報を掲載するほか、委員会マーリングリストや、委員会ニュース、日弁連新聞等を活用して会員への情報提供を行っている。

### 3 国際戦略の各基本目標達成に向けた課題及び取組

#### 3-1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動の課題及び取組

##### 3-1-1 国際人権活動

###### 3-1-1-1 国内での国際人権規範の実現

日本における人権保障の十分な実現のためには、人権を国際的な視野で捉え、かつ、国際的な手段でこれを保障することが必要である。そのためには、国内法による国内的人権保障システム及び国際人権法による国際的人権保障システムの双方を十分に整備し、機能させることが必要不可欠であり、これらのシステムの確立のために、以下に挙げるような国内での制度構築や対外的な情報提供・意見表明のための活動を含めた、日本国内で国際人権法を実現するための活動を継続する。

###### ① 個人通報制度の実現、政府から独立した人権機関の設立、国際人権基準の弁護士会内外での普及等を通じて国際人権基準の国内実施を促進することへの取組

個人通報制度の実現及び政府から独立した人権機関の設立に向けて、弁護士会内外でその必要性を訴え、関係省庁に対する働きかけを行うなど、早期実現を目指す取組を強化する。

国際人権に関する研究会の開催等を通じて、国際人権基準の弁護士会内外での普及を進め、関係機関への働きかけや会外への意見発信を通じて、国際人権基準が裁判所における規範として尊重されるよう取組を行う。

###### ② 国連人権条約機関や国連人権理事会といった機関に対する情報提供や働きかけ及び勧告のフォローアップ

国連等の機関に対してレポートを提出して審査の資料としてもらうなど、国連等が日本の現状をより良く理解し、人権の国際的保障の観点から適切な審査等を行うことができるよう、情報提供や働きかけ等を継続する。また、これらの機関

からの勧告をフォローアップするため、政府との対話を進めるとともに、シンポジウム等を通じて弁護士会内外に広く勧告の内容を共有し、国際的な視点からの日本の人権状況を認識する機会を提供する。

### 3－1－1－2 国内の人権課題の克服

国内の人権課題についても、国際的視点を持って克服への取組を行うことが重要なになってきている。従前から課題とされてきた外国人の人権問題は、外国人労働者受入れ政策や難民認定申請者増加等の状況の変化を受けて、その対処が喫緊の課題となっている。また、企業活動のグローバル化・国際化の進展により、ビジネスと人権は、世界的に主要な人権課題の一つとなっており、日本政府が2020年に策定した国別行動計画の見直し作業を進めていることからも、当連合会として重点的に活動を継続していく。国際人権法の進展により、人権は一国内だけではなく国際的にも保障されるものであることがより明らかとなってきた。取組が必要な国内の人権課題はこれらにとどまるものではなく、国際化する社会の中で、こうした多くの国内の人権課題についても、国際的な人権保障の水準を目指して活動を行う。

#### ① ビジネスと人権に関する活動

国連が2011年に採択した「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（以下「指導原則」という。）を契機に、当連合会が、国際人権法規範や各国法規制の動向を踏まえて2015年1月7日に策定・公表した「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス（手引）」の内容を、日本企業に浸透させることで適切に事業活動がなされるよう取組を進めしていく。政府が2020年に策定したビジネスと人権に関する行動計画の5年後見直しに向けて、真に指導原則の趣旨に沿った内容となるように引き続き積極的に意見表明を行う。また、企業活動がもたらす国内外の人権侵害の被害者に対する実効的な救済へのアクセスのために、司法的及び非司法的なメカニズム（政府から独立した人権機関の導入を含む。）のいずれもが拡充されるよう、今後も市民社会と協働して取組を継続する。

#### ② テロ対策を理由とする過度な監視社会化、自由の制約の防止

テロ対策を理由として市民生活の自由を制約する動きが依然として存在することから、テロを撲滅するという政策目標を共有しつつも、テロ対策を理由に市民生活の自由が過度に制約されることのないよう、国際法曹団体や外国弁護士会と

連携して注視を続ける。

### ③ 日本の難民受入れ制度と国籍制度

日本の難民受入れ制度については、認定率が極端に低いことや、難民認定申請中の生活が不安定であることなど、多くの問題が指摘されている。当連合会は、日本の難民受入れ制度について国際的基準に沿った運用とするための取組を行うとともに、各国が難民受入れの国際的な責任を果たすよう意見発信を行う。また、無国籍の防止という国籍法の理念及び国際人権法上の要請を踏まえ、無国籍者保護の観点からの関連法の見直し、無国籍認定手続の制定などを念頭に置いて、無国籍の予防・防止・保護に関する情報を収集し、必要に応じ司法手続による支援や立法提言を行うとともに、国際的な人の流れが活発化した現代社会にふさわしくあるよう国籍の得喪に係る国籍制度全体の見直しを提言していく。

### ④ 多文化共生と外国人労働者の人権保障

当連合会では、これまで、外国人技能実習制度の廃止や、外国にルーツを持つとの共生のための施策を求めるなど、外国人労働者を始めとする外国人や外国にルーツを持つ人の権利保障と共生を重要課題として取り組んできた。外国人労働者の受入れについては、技能実習制度の廃止を引き続き求めるとともに、同制度廃止後の新制度が真に外国人労働者の人権保障に適った受入れとなるよう提案していく。また、外国人労働者を含む日本国内における外国にルーツを持つ人々が等しく人権を保障され、差別を受けることなく地域社会で共生し、問題が起きた時には適切な法的サービスの提供を受けることができるよう、弁護士相互及び関係機関等との連携を促進し、また外国人案件を担う人材を育成するとともに、国の支援により全国の地方自治体や国際交流協会等が設置・運営するワンストップ型の相談窓口及び日本司法支援センターとの連携を強めるといった、2019年4月の特定技能制度の開始以降の取組を、さらに強化していく。入国管理局の退去強制手続については、収容施設での処遇や長期収容、在留特別許可などの問題の解消のために取組を行うとともに、適正な手続の下で家族の統合などの国際人権基準に適った外国人の在留が可能となるよう、国に対し出入国管理制度の改善を求めていく。

### ⑤ 女性に対する暴力への対応やジェンダー不平等の解消

2023年のDV防止法改正により、精神的暴力を受けた場合も保護命令の対象になったが、緊急的な接近禁止命令の制度がないこと、加害者への退去命令に

については「所有者又は賃借人が被害者のみである場合」には、退去命令の期間を6か月間とする特則期間が設けられたものの、そもそも被害者が自宅から退去することが前提となっている点などで、女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止、根絶に関する欧州評議会イスタンブール条約のレベルには達していないため、これらの改善に向けた働きかけを行う。

また、世界経済フォーラム（WEF）による男女格差の現状を示したジェンダーギャップ指数は世界125位まで落ち込み過去最低であることから、男女の賃金格差のは是正・女性に偏っている非正規雇用の待遇は是正、女性の政治・経済分野の進出、選択的夫婦別姓の実現を強力に押し進める必要がある。

#### ⑥ 性的指向・性自認・性表現・性徴に基づく差別の解消

国際的な人権水準に照らすと、性的指向や性自認、さらには性表現・性徴に基づく差別の解消についても、とりわけ取組が必要である。法令上同性の者の間での婚姻が認められるべきこと、出生時などに割り当てられた性別の変更に人権侵害的あるいは不当に過重な要件を課さないこと、また、性的指向や性自認などに基づく差別を禁止する法律あるいは包括的な差別解消法の制定と効果的な救済制度の整備と運用がなされることは、喫緊の課題である。

#### ⑦ その他個別課題

この他、国際的にも注目されている司法におけるジェンダー・バイアスの問題、環境、家庭における暴力等、国内の人権課題に取り組んでいく。

国内の人権課題の克服に当たっては、国内の訴訟活動において、実際に国際人権条約を活用していくことが必要である。国際人権条約の活用に当たっては、実際の裁判例においてどのような主張がなされ、どのように判断がなされたかについての情報収集、そしてその情報提供が有効となってくる。そのため、実際の裁判例で国際人権条約が活用された事例を収集し、情報提供する取組を検討していく。

### 3－1－1－3 海外の人権課題への対応

当連合会に期待される人権擁護と社会正義の実現という責務は国内の人権問題に限られず、世界人権宣言、ウィーン宣言等の精神に従って、国境を越えて人権の促進・保護を追求すること、及び、国連経済社会理事会との協議資格を取得していることからも、国連の業務に対する建設的・効果的な貢献を行うことが求められている

る。当連合会が独立した弁護士の団体であるという性格に鑑みても、当連合会が、利用可能な資源に照らして適時かつ効果的にこれらの活動を行うことが求められるというべきである。また、法律家団体としての専門性に基づいて人権問題の対象や関与の形態を検討することにより、期待される要請に応えるとともにその効果を最大限にすることができると考えられる。

国外で生じる人権課題について、課題の性格や事実確認の程度、関連法律家団体等の動向に応じ、また、当連合会の資金的・人的資源の状況に鑑み、国内、現地以外の外国、又は現地のそれぞれにて効果的な活動を行う。意見表明、現地での調査活動などの実施が伴う場合には、当連合会と友好・交流関係にある現地弁護士会の実情を勘案した活動となるよう関連委員会間の協議・相互支援を促進する。

日本と比較し、法の支配や弁護士自治が強固ではない国々では法律家の逮捕、拷問、投獄といった弁護士活動を抑圧するような人権侵害が多数報告されている。このような人権状況に関する情報提供を適時に行い、国際的な人権擁護活動への取組を充実させる。

また、このような弁護士の政府からの独立が困難な状況の国に対しては、国際司法支援活動とも十分に連携しつつ、弁護士自治の確立を支援し、民主主義や法の支配を浸透させるべく活動を行う。

さらに、日本企業が外国で活動を行うに際して人権侵害を引き起こした場合等に、それによって人権の侵害された者や企業の救済を図るため、日本の司法制度へのアクセスを容易にするための活動にも取り組んでいく。

### 3－1－1－4 刑事司法政策に関する国際協力

当連合会は、2021年に京都で開催されたコングレス（国連犯罪防止刑事司法会議。1955年より5年毎に開催されている国連の刑事司法分野における最大の国際会議）に際し、政治宣言への事前意見提出や国際シンポジウムの開催等の活動を行った。今後も、当連合会の刑事司法に関する政策実現のために、各国政府、国際機関、国際法曹団体、国際学術団体などとの間で国際的なネットワークを確立するよう努め、死刑制度の廃止、刑罰・行刑制度の改革、地球規模の課題であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進における弁護士の役割の確立と保護、具体的には、取調べの可視化対象の拡大、弁護人の取調べ時の立会い権を始めとする被疑者・被告人に対する司法アクセスの改善、被害者に対する充実した支援、市民に向けた法教育制度の確立などの刑事司法政策について、特に取り組んでいく。

### **3－1－1－5 気候変動への対応**

地球温暖化による気候変動は、既に世界各地で豪雨や巨大な台風、異常な高温、山火事、干ばつ、海面上昇などを引き起こしており、食糧生産にも影響を及ぼすなど、人の生命や健康、財産といった基本的な権利への侵害をもたらしているものであるが、今後さらに、これらの極端な気象現象が激甚化し、その出現頻度が増加することが予測されていることから、重要な人権課題の一つと認識され、地球の平均気温の上昇を産業革命前から $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑え、危険な気候変動の影響を回避するために、温室効果ガスの排出を、2019年比で2030年までに43%削減し、2035年には60%削減、さらに2050年までに実質ゼロにすることが求められている。

当連合会はこれまで、危険な気候変動の悪影響を最小化していくために日本において採るべき政策措置等についても調査研究を進め、シンポジウムの開催、人権擁護大会における宣言決議の採択、意見書の発出、公害対策・環境保全委員会委員のCOPへの派遣、同委員会委員による欧州における気候訴訟の調査の実施、他国弁護士会との交流、気候変動に対する弁護士行動指針の策定の検討等に取り組んでいるところであるが、今後、より国際連携を強め、国際社会の $1.5^{\circ}\text{C}$ 目標の実現に向けて、国、地方自治体、事業者及び市民社会が応分の貢献をしていくための提言を行うとともに、弁護士会及び弁護士として果たすべき役割の実施を強化する取組を進めていく。

### **3－1－2 国際協力活動（国際司法支援活動）**

「国際戦略」及び「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」に基づき、基本的人権の保障と法の支配の確立を目的として、法整備支援、法曹養成・能力向上、司法アクセスの向上、弁護士会の設立運営を通じた弁護士自治の確保などの分野において、対象国弁護士会や法律家団体など各国で法の支配の実現に取り組むカウンターパートと協働しながら、さらに当連合会独自の国際司法支援活動に取り組んでいく。

また、今後も、JICA、法務省その他国内の関連各機関と緊密に連携し、かつ、当連合会が加盟するIBA、ILACの他、他の国弁護士会、国連機関、世界銀行等の国際機関・団体とも連携・協力して活動する。

なお、活動に際しては、できる限り会員及び一般に情報を公開し、多くの会員に

国際協力への参加の機会を広げるよう努める。

以上の諸活動を推進するために、特に以下の点について検討及び取組を進める。

① これまでの国際司法支援の成果及び教訓を取りまとめ、今後の活動に活用する  
2-1-2に記載のとおり、当連合会の国際司法支援は、1990年代半ばに  
カンボジアやベトナムにおいて開始され、現在に至るまで20年を超える歴史を  
有する。

この間、国際司法支援は、前述の2か国に加え、ラオス、インドネシア、モン  
ゴル、中国、ネパール、ミャンマーといったアジア各国に対象を拡大した。

支援の成果として特筆すべき主なものとしては、各国の弁護士の能力向上及び  
弁護士会の組織能力の向上に対する貢献、並びにそれらを通じて実現されつつある  
司法アクセスの拡充があげられる<sup>1</sup>。この司法アクセスの向上は、SDGs目標  
16において各国の責務とされるところ、当連合会が知見を有していることから、  
2018年以降毎年JICAから委託を受けて、アジアに加えアフリカなどの諸  
国から弁護士に限らず各国の司法関係者を招いて研修を実施している。

斯様にこれまで様々な支援の成果として得られた各種データや人的なネットワー  
クについて、適宜にとりまとめ、会員に還元し、今後の活動に繋げることが適  
当である。

他方、これまでの国際司法支援活動の中では、相手国の政治状況等が支援活動  
の進捗や成果の発現に影響を生じさせる場合にどのように支援を実施すべきか  
(あるいは支援を中断すべきか)といった一国に対する支援全体に関わる問題から  
日常的な支援活動に付随する共通認識の形成や活動の選択、助言の方法、コロ  
ナ禍における支援活動の在り方といった実務的な問題に至るまで、様々な課題に  
も直面してきた。前者については、上記「基本方針」に掲げられるとおり、支援  
活動があくまでも「法の支配」の実現に向けた活動であること、人権保障と平和  
主義を旨とし、政治的普遍性・中立性に基づくことを確保しながら臨機応変に対  
応していく必要がある。後者については、これらの課題に対応した経験から得ら

<sup>1</sup> 例えば、国際司法支援の開始当初（1990年代半ば）のカンボジアには専門的な教育を受けた弁護士は非常に少なく、人々はリーガルサービスを十分に受けることができなかった。こうした状況を踏まえて実施したカンボジア弁護士会に対する司法支援では、弁護士養成校の教育の充実を支援したほか、法律扶助制度の確立に向けたカンボジアの取組を支援した。このような司法アクセスの実現に向けた約20年に及ぶ当連合会の支援はその後のJICAプロジェクトにも引き継がれ（当連合会はその主流化に多大な貢献を行ったほか、これに関する取組を担っている。）、カンボジア弁護士（会）及びカンボジア国内外の様々なアクターの取組との相乗効果の結果、カンボジア弁護士（会）の能力の向上及びカンボジアの司法アクセスの向上という大きな成果を生み出している。同様の成果は、ベトナムなど他の支援対象国でも生じている（ベトナムでは、当連合会の支援はベトナム弁護士連合会の設立（2009年）及びその活動の充実に直結しており、ベトナム弁護士連合会は、折に触れ当連合会との協働活動の成果を内外に発信している。）。

れた教訓を取りまとめ、これに学びながら更に効果的・効率的な国際司法支援を実施するための改善を図っていく。

## ② 国際司法支援のニーズやカウンターパートの動向に関する情報を不斷にアップデートし、戦略的な活動に結びつける

当連合会の国際司法支援は、「現地の実情に応じた支援」、「現地からの要請に基づいた自立支援」であること、また、「現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図ることを、その活動プロセスの基本方針としている。

この基本方針に沿った活動を行うためには、相手国全体の開発課題を把握することはもとより、当連合会の活動のカウンターパートとなる相手国弁護士（会）のニーズについて、支援開始前・支援実施中を通じて、常に十分な確認を行う必要がある。加えて、相手国政府、市民社会、民間セクター、国際的なドナーといった各種ステークホルダーの動向についても情報のアップデートを怠らず、カウンターパートを取り巻く状況や現在カウンターパートが置かれている地位などを適切に踏まえ、どのような支援が共通のゴールに結び付くのか、継続的な対話をを行い、短期的及び中長期的な戦略を立てながら（時宜に応じて修正しながら）、支援を行う必要がある。

さらに、グローバル化の加速や途上国・新興国における国際情勢の急速な変化を十分に意識しつつ、相手国や日本国内の状況のみならず、国際的な状況や国際場裏における議論を踏まえた戦略的な国際司法支援を実施することが重要である。当連合会はその国際戦略の基本目標に、公益、人権、法の支配の実現の一環としての国際司法支援を掲げている。当連合会の国際司法支援は、国際戦略に則り、SDGsや国連ビジネスと人権に関する指導原則といった国際潮流に沿った形で、相手国弁護士（会）、市民社会、民間セクター、相手国政府などと連携・協働して、人権が保障された「誰一人として取り残さない社会」の構築に貢献するような形で実施していく。

## ③ 国際司法支援を実施するための資金の確保について、幅広い検討を行うとともに、積極的な取組を行う

国際司法支援を実施するためには、活動資金が必要であり、必要な資金を確保することは戦略的な支援活動に不可欠である。

これまで、当連合会の国際司法支援活動は、国際交流委員会の予算及びJICA、公益財団法人東芝国際交流財団、公益財団法人トヨタ財団等の外部から調達された資金で実施してきた。この外部資金に関しては、一般会計から切り離し

適切かつ透明に処理される必要があるため、国際協力活動基金が設置され、その設置規則に基づいた管理が行われている。この基金の継続的な充実を図りつつ、機動的に基金が活用されるよう、調達及び拠出についての更なる改善を行うことが肝要である。調達に関しては、中長期的な計画のもとに、より幅広い外部の資金獲得のための検討と積極的な取組を行っていく。また、拠出に関しても、戦略的な支援のための拠出をさらに柔軟かつ機動的に行うべく、国際司法支援の対象国・対象分野・活動の在り方や基金拠出のプロセスなどを含めて、幅広く検討を進め、必要な対応を行っていく。

#### ④ 国際司法支援に参加する弁護士の確保について、組織体制の向上・柔軟化を含めて幅広く改善を進める

国際司法支援に関しては、これまでにも、活動に参加する弁護士の確保のための取組として、国際司法支援活動弁護士登録制度、国際司法支援に関する研修の実施や国際メールマガジンの作成等の取組が進められてきた。

今後、当連合会の留学制度を利用した会員や名古屋大学法政国際教育協力研究センター（C A L E）の講師経験者等、国際的な活動に興味を持つ弁護士に対して国際司法支援活動について特に発信や連携することも考えられる。また、国際司法支援活動の経験がない弁護士の関心を高めるべく積極的な情報発信を行う。さらに、近年、法学部や法科大学院において国際司法支援について関心が高まつており、こうした関心の高さを具体的な支援活動につなげるべく、将来の担い手をターゲットにした広報活動にも積極的に取り組んでいく。

J I C A長期専門家として海外に派遣される弁護士の採用過程に関して J I C Aと更に連携を深めるとともに派遣中の連携体制を強化すること、J I C A長期専門家の他、留学経験のある会員が、帰国後も当連合会の国際司法支援活動に積極的に関わってもらえる体制を整えるなど、情報発信の他に、国際司法支援に参加しやすい環境作りに取り組む。また、若手会員のためには、国際司法支援活動に要する海外渡航費などの経済的負担を緩和するような配慮も考慮すべきである。

### 3－2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動の課題及び取組

#### 3－2－1 国際交流活動の目的・成果の還元

上述2－2のとおり、近年、当連合会の国際交流活動は、交流対象国・活動内容共に発展してきている。国際交流活動を更に推進するに当たり、当連合会として国

際交流を行う必要性及び重要性についての理解を共有する必要がある。当連合会が国際交流活動を行う意義・目的は、次のとおりである。

第1に、当連合会が国際交流を行う重要な意義としては、国際戦略の基本目標2(1)にあるとおり、「国際社会における弁護士業務のあり方、弁護士会のあり方につき、業務規制、弁護士倫理の確立等の観点において、国際的知見に学び、これを会員に還元する」ことにある。例えば、AIや自然言語処理、ブロックチェーンその他の最新テクノロジーの発展が司法や弁護士業務にどのような影響を与えるかについては、世界的に共通する問題であるため、国際的な動向について独自に情報を収集して情勢を分析することは非常に重要となっている<sup>2</sup>。

第2に、国際交流を行う重要な意義として、当連合会は、国際的な信頼を築き上げるために弁護士の独立、法の支配、基本的人権の擁護、尊重といった普遍的価値の実現を目指した諸活動を積極的に行うことを行っている。しかし、残念ながら現在の国際社会においては、これらの普遍的価値を共有していない国家もある。複雑な国際情勢の中で、上記普遍的価値の実現のためにどのような国際交流活動を行うかについても、当連合会の国際交流の重要な課題の一つである。

これら国際交流活動の必要性・重要性を共有するためには、交流活動の成果を効果的に還元する必要がある。交流活動により収集された情報やその分析結果を弁護士がその使命を果たすために有効に活用できるようにすることこそが成果の還元であるが、次世代の弁護士及び各地域の弁護士会のためにも、当連合会の国際交流を通じて積極的な影響を与えることができるよう、成果を還元する効果的な方法を継続的に検討していく。

### 3-2-2 国際交流の目的を踏まえた国際交流活動の内容の充実化・友好協定先の戦略的検討

当連合会は14か国の外国弁護士会と友好協定を締結しているが、国際交流の更なる充実のための課題として、交流対象国の拡大が挙げられる。2017年から2018年にかけて友好協定締結に関する内部ルールを整備し、①相手方が当連合会

<sup>2</sup> また、以前O E C Dが税務上の助言を当局に通報する義務を課す行動計画を公表し、弁護士による助言内容の当局への通報は、依頼者の弁護士に対する信頼を損なうおそれがあるとして、欧州弁護士会評議会（C C B E）がそれに反対したということがあるが、こういった情報の収集は、当連合会においてO E C D行動計画を国内法で実施する際に生じる問題点に対応する際に有効活用できる。さらに、弁護士へのアクセスの改善の観点から、どのような法律事務所の経営形態が望ましいかといった問題を検討するに当たってA B Sなど様々な経営形態が提案され取り入れられつつある世界の潮流を理解することは重要である。

に対応する、その国又は地域の弁護士全体（もしくは大部分）を代表する権限のある団体又は機関であるか、②継続的な交流が見込まれるか否か、③当連合会の政策等に関する意見を国際的に発信・実現し、当連合会が国際的な役割を果たすことに資するか否か、④有益な情報が得られることが見込まれるか否かという観点から、友好協定締結の可否を検討することとした。

その後、世界各国の政治情勢が流動化しており、この内部ルールをベースに、数ある世界各国の弁護士会のどこと友好協定を結ぶべきかを、国際戦略を踏まえて主体的に検討することが大きな課題の一つである。

また、友好協定締結後の交流内容についても、限られた人的・予算的リソースを最大限に活用しつつ、テクノロジーの進化の成果も積極的に取り入れ、より多くの成果を得られるような活動内容の充実化を図っていく。

これら戦略的な友好協定の締結やその後の国際交流活動を通じて、国際社会における当連合会のプレゼンスを高め、その責任を果たすことができるよう、引き続き継続的に取り組んでいく。

### 3－2－3 国際的な法曹界におけるプレゼンスの向上

当連合会が国際的なルール・メーキングに関与し、ひいてはオピニオンリーダーとなってこれを主導するためには国際的な法曹界でのプレゼンスを高める必要がある。

そのための手段として、当連合会が参加、加盟又は友好協定を締結している I B A、U I A、LAWASIA、ILAC、AIJA、IPBA、G7バーリーダーズ会議、世界銀行コンパクト&フォーラムといった国際的なルール・メーキングを主導する国際法曹団体等において当連合会のプレゼンスを高めることが挙げられる。これらの国際法曹団体において一定の地位を築いて活躍する当連合会の会員は現状でも多く存在するが、さらに多くの会員が、その意思決定のプロセスに関与し、又は効果的に影響力を及ぼすことができるよう、各国際法曹団体別に戦略的に支援を進めていく。加えて、各国際法曹団体における当連合会代表の活動と当連合会の国際活動の理念・行動方針をスムーズに連携させるための体制・枠組み作りにも取り組む。

また、国際会議を日本に招致することも、国際的な法曹界での当連合会のプレゼンスの向上のための有効な手段である。国際活動の必要性・重要性の共有という目的にも資することから、今後も、戦略的に国際会議の招致を行っていく。

さらに、セミナーの開催、国際会議でのプレゼンテーション、外国弁護士会との

個別会談等による海外に向けた情報発信も有効な手段であり、積極的に取り組んでいく。

### 3－2－4 当連合会の体制整備

国際交流の目的を踏まえた交流活動の充実化及び国際的な法曹界におけるプレゼンスの向上のためには、交流活動を効果的に行うための当連合会での体制整備が必要である。

体制整備を検討する上では、①意思決定を適時適切に行うための会内意思決定プロセスの整理、②継続性の確保、③執行部と国際関連委員会の役割分担と連携（オール当連合会体制）といった視点が重要である。

①は、グローバル化の急速な進展に伴い、迅速な意思決定が求められる局面が増えていることから、これに対応できるような体制整備が必要であるという視点である。②については、従前より国際活動においては一定の期間、同じ人が継続的に対応して「顔がつながる」ことの重要性が指摘されている。この観点から、当連合会の国際施策担当者として国際活動全般に長期にわたり責任を持つ執行部レベルのポジション（例えば、任期を長期とする国際担当の会長代理、事務総長代理等）の設置を求める声もある。また、③は、執行部による直接の国際交流活動への参加には国際交流活動の会内外への成果の還元や会内外の全般的な議論を踏まえた交流活動ができるという利点があり、国際関連委員会による国際交流活動には、関心、経験・知識を有する者が継続的に関与できるという強みがあることを踏まえた、役割分担と連携という視点である。これらの視点を踏まえて、国際交流活動を充実させるための体制整備に取り組んでいく。

### 3－2－5 地方における国際活動の更なる充実化

#### 3－2－5－1 地方における弁護士の国際業務

人と企業のグローバル化に伴う法律問題の国際化は全国各地に波及しており、どの地域においても激増する来住外国人の共生、多様化する国際的家族関係への対処、海外取引に取り組む地元企業の支援、インバウンド進出してくる外国企業への対応、さらには海外人権擁護や環境保護などE S G視点でのコンプライアンス施策の要請など、地元に根差した国際的法律業務のニーズが顕在化しつつある。こうしたニーズに応えることは法律業務を独占する弁護士の責務であり、地方の特性に応じた国

際業務の方法論を確立してこれを需要者に供給することは弁護士界全体として取り組むべき課題である。弁護士の海外交流を強化し、中小企業の国際化支援体制を構築することに加えて、外国人共生と渉外家事などを含めた幅広い国際業務ニーズを各地において汲み取り、これに地元の弁護士が対処しうる業務モデルを模索し、展開することが望まれる。

### 3－2－5－2 地方における国際交流

国際化が進展する中、コロナ禍により世界的に停滞したインバウンドの動きが再活発化の兆しを示し、一方で国際紛争を逃れて日本に避難をしている外国人も日本各地に少なくなく、在日外国人に対する法的支援の必要性がますます高まり、また、事業規模の大小を問わず、海外進出や外国企業との取引を行う日本企業が増加しこれら企業に対する法的支援の必要性も高まっている。この流れは東京、大阪といった大都市のみならず地方にも波及しているため、地方においても国際活動を行うニーズが増大してきている状況に変化はない。

このニーズに対応するためには、各弁護士会における国際化の推進が急務であるとの認識のもと、2018年3月及び2019年2月に「今、地方で国際化」と題し、日本全国の全52弁護士会に呼びかけて国際活動に関する交流会を開催し、当連合会において長く国際活動に携わってきた参加者と各弁護士会からの参加者で各弁護士会における国際化を進める上での課題について意見交換を行った。これらの交流会の結果共有された、①各地の弁護士会における国際活動の意義と必要性の認識、②国際活動の会員への還元方法、③国際活動の進め方、④国際活動に関する情報・ノウハウを当連合会と各地の弁護士会で効果的に共有するための体制構築等の諸課題に取り組み、この会議をきっかけにして国際委員会を設置した弁護士会もある。コロナ禍により一旦停滞したが今後も、リアル又はオンライン開催により継続して各弁護士会における国際化を推進していく。

また、地方の弁護士及び弁護士会の国際化の促進のために、各地の弁護士会・弁護士会連合会と連携しつつ、国内にいる外国法事務弁護士等との交流等を含む取組を検討する。昨今、外国法事務弁護士の登録数は増加し、その原資格国・国籍も多様化しているとともに、東京・大阪以外の弁護士会に登録する例も少数ながら見られる。このほか、労務提供の立場で日本で働く外国弁護士や国内大学の法学修士コース（L.L.M.）等で学ぶ外国法曹資格を有する外国人もいる。彼らは、日本語で一定のコミュニケーションを取れる場合も多いほか、一定期間日本に滞在することから、定期的な交流の機会を持つことが可能である。外国法事務弁護士等との意見

交換等は、弁護士にとっては日本にいながら国際交流のネットワークを広げることを可能とするものであるとともに、外国法事務弁護士等にとっても日本における活動・交流の場を拡大する機会ともなり得るものであり、弁護士及び弁護士会の国際化を促進する上で有益である。

### 3－2－5－3 地方における中小企業の国際業務支援活動

国際業務に取り組む、あるいは対日進出した外国企業との「国内的海外取引」にさらされる全国の中小企業が、地元の弁護士から迅速的確な渉外法的支援を受けられるようになるため、さらには大都市ではなく地方の弁護士でも中小企業への渉外法的支援を提供できるという実績を啓発・普及し得るよう、現在は高裁本庁所在地など14弁護士会において中小企業国際業務支援弁護士紹介制度が実施されているところ、これを他の弁護士会にも拡大することを目指す。また、本制度を実施していない地域を含む各地においても中小企業の国際業務支援活動を推進するための会員向けの研修会を実施し、各地での今後の活動を担う人材の育成充実を図る。連携機関及び利用登録機関の中小企業支援機関についても、各地の公的団体や地域金融機関等を含めるべく拡充を図る。

### 3－2－6 国際的なルール・メーキングへの積極的な関与

人権を始めとする国際基準は、決して固定的なものではなく国連を始めとする国際社会において、新たな国際立法過程を通じて日々発展している。そしてこのように新たに生み出される国際基準は、国内における人権保障や健全な司法運営を改善していくための大きな原動力となる。他方、現在の国際立法が主権国家である各国政府を中心になされている中で、人権や健全な司法運営にとって問題があるような国際基準が作られることもある。そのような問題のある国際基準がいったん国際条約の形で成立してしまうと、それらの国際基準は国内の人権や健全な司法運営を損なう形で用いられることもある。そのため、当連合会が、国際基準の策定という国際的なルール・メーキングに関わり、国際法曹団体や外国弁護士会との協力の下に人権や健全な司法運営という観点から働きかけを行うことは重要である。

当連合会は、これまでも、国連加盟国の人権状況に関する普遍的定期審査（UPR）の制度創設時や国連人権理事会で採択された「平和に対する権利宣言」の審議の際等の重要な局面で意見を提出し、このような国際的なルール・メーキングに関与してきたが、今後も積極的に取り組んでいく。

### **3－2－7 多様性の尊重とジェンダー平等の追求**

当連合会が国際活動を行うに際して、常に留意されるべきであるのは、人種、ジェンダー、セクシュアリティ（性的指向・性自認・性表現・性徴）、法文化等の多様性や地理的バランスが尊重されることである。

弁護士の男女共同参画の観点からは、当連合会は、3－3－3－5に記載する事項のほか、男女共同参画推進基本計画の策定や、弁護士会の意思決定に関与する女性会員の増加等に取り組んでいる。これらの活動に関し、執行部が海外弁護士会の幹部と意見交換や情報交換を行い、当連合会の施策の成果に関し、海外に対して情報発信すると共に、参考となる海外弁護士会の効果的な取組について、情報収集を行う。

### **3－3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動の課題及び取組**

#### **3－3－1 法的問題の国際化に対応した司法制度整備の必要性（国際法律業務に対応できる日本の法制度・手続に関する立法提言活動の実施）**

法律問題の国際化に対応するためには、国際法務に通じた弁護士の養成等の人的側面にとどまらず、日本の法制度そのもので、国際化への対応が不十分なものについて、国際法律業務への対応に適したものに変えていく必要がある。具体的には、以下のような事項を含め、国際法律業務に対応できる法制度を構築するよう取り組んでいく。

##### **3－3－1－1 日本における国際仲裁・調停等ADR振興のための諸施策**

国際取引・国際投資に関わる中堅・中小企業を含む日本企業及び外国企業に向けて、日本を紛争解決地とする国際仲裁・調停等ADRの振興を図るため、政府、仲裁・ADR機関、公益社団法人日本仲裁人協会等の関連機関と連携して、審問施設の整備を支援するほか、国際仲裁・調停の振興に関する基本法の制定を始めとする関連法制の更なる整備を求め、人材育成、広報・啓発活動の取組を深化させる。

##### **3－3－1－2 証拠・情報収集制度の整備・拡充の検討**

日本では、証拠・情報収集制度が十分に整備されていないことから、国際的な紛争解決の手続選択において回避される傾向があることが指摘されている。そこで、当事者照会制度や調査嘱託制度の実効化、文書提出命令や弁護士会照会制度の拡充、その他の方法を検討し、制度の整備を図るよう働きかけていく。

### 3－3－1－3 依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の法制化

先進諸国（コモンロー圏、大陸法圏）のみならず、近時は新興国でも弁護士・依頼者間の通信秘密保護制度を認める法域が増え、国際標準化している。しかし、日本では同制度が確立しておらず、民事・刑事・行政の各分野で保護内容に差異があり、特に独占禁止法等の行政調査分野が最も遅れている。このため、日本の依頼者は国際比較上も不利な立場に置かれ、弁護士通信の書面化や弁護士相談自体を躊躇・回避するなどの弊害も指摘されている。日本の司法制度及び弁護士に対する国際的信頼を確保する観点からも、同制度の確立に向けて取り組んでいく。

### 3－3－1－4 外国籍弁護士の調停委員等への採用

最高裁判所は、調停委員・司法委員・参与員の採用において、現在、弁護士会から推薦があった弁護士について、日本国籍がないことを理由に採用を拒否するという運用を行っている。しかし、外国籍の弁護士は、話し合いによる解決を図る調停制度において、日本の定住している外国籍者の調停制度の利用を促進し、日本社会が目指す多文化共生社会・ダイバーシティ社会の実現にも有益であるから、日本国籍者と差別することなく、積極的に調停委員等として採用されるべきである。

### 3－3－2 日本の法制度についての広報・情報発信

昨今の更なる国際化の進展に鑑みれば、在日外国人及び企業への法的サービスの拡充・アクセスの向上のために、法令並びに裁判、調停及び仲裁といった紛争解決手段や立法の仕組み等の法制度に関する情報の国際発信をこれまで以上に広げる必要がある。

国際発信に関し、法務省は15年前から法令外国語訳推進事業を進めており、同事業に対し、これまで当連合会は優先的に翻訳すべき法令に関する照会回答や、日本法令外国語訳推進会議構成員の推薦等を通じて協力してきた。

当連合会は、これら法務省が実施する日本法令の外国語訳事業の推進と拡充をこれまで以上に支援していく。

さらに、法情報・法制度の情報発信は英語を始めとする多言語で省庁横断的に行われるべきであり、政府に対し、これらの情報を集約するポータルサイトの設置を引き続き求めていく。

あわせて、これまでと同様に、国際仲裁や国際家族法等、国際法務における主要なテーマに関するシンポジウム・セミナーの外国弁護士会との共同開催等を通じ、日本の法情報・法制度を国際的に情報発信し、国内外で理解を深める取組に努めていく。

### 3－3－3 グローバル化（インバウンド・アウトバウンド）に伴い発生する案件への対応（個人・企業）

国際化が進む中で、国内外の法人や、外国人・民族的少数者を含む個人など、あらゆる法人・個人が、弁護士によるサービスを受けられ、司法制度へアクセスできる体制の構築が求められている。具体的には、以下のような取組を重点的に行う。

#### 3－3－3－1 渉外家事関係、入管・難民関係、国籍関係の諸事件について国内外での法的アクセスを向上させる取組

訪日外国人や外国人労働者の増加に伴い、外国人が日本において適切な在留資格のもと過ごせるように、また、在外邦人や外国人を含む全ての個人が、国際的な住環境や家族関係の中でも安心して暮らせるように、これらの人々が、必要な時に、法律サービスを受けられる仕組み作りが必要である。

具体的には、入管・難民・国籍関係事件の代理案件について、許可要件や代理手続の運用改善を入管や法務局に対して求め、協議を継続する。また、外国人を当事者とする渉外家事事件や入管・難民関係申請事件や国籍関係事件などに取り組む弁護士を育成し、その層を厚くするため、外国人事件経験交流集会の開催やeラーニング等を行い、全国規模で人材の育成を図る。また、外国人関係委員会・部会連絡協議会の開催を継続して、国が各地での設置・運営を支援する一元的相談窓口などの連携をさらに強化する。

さらに、日本国内に事務所を置く弁護士が、国内外に居住する日本人及び外国人を依頼者とする渉外家事事件を含む一般民事・刑事案件及び国籍・在留資格に関する事件を取り扱う際に、海外現地からサポートを受けられる体制を確立するなど、

必要に応じて現地と連携をすることで、日本国内の弁護士業務を推進し、もって、日本国内に事務所を置く弁護士による本案件についての法律サービスの拡充を目指す。

現在進行中の「日比法律案件サポートプロジェクト」構想は、日本とフィリピンの間における国際家事事件、国籍事案や人身取引問題等を扱う日本の弁護士の活動を拡充するため、フィリピンから法令等の情報提供、専門家紹介等のサポートを受けられる体制の構築を目指すものであり、当連合会とフィリピン統一弁護士会との協定を踏まえて毎年一度交互にセミナーを開催するとともに、2023年4月より2年間の予定で業務委託を受けた会員弁護士がフィリピン大学に客員研究員として派遣され、現地弁護士会や支援組織とも連携して体制構築のための活動を開始している。将来的には同様の仕組み作りを他国との間でも検討する。

また、UNHCRや関係NGO等との協力関係を強化し、難民認定を支援する弁護士の増加・レベルアップを図るとともに、日本の難民認定基準を国際的水準に沿ったものとするよう取り組んでいく。

### 3-3-3-2 中小企業の海外展開を含めた国際化支援の拡充

今日では、大都市のみならず地方を含む全国各地の中小企業が、海外進出、海外取引先との輸出入貿易、販売代理、生産委託などのいわゆるアウトバウンド事業に積極的に取り組む時代となっており、さらには国のインバウンド振興政策の下で、大企業のみならず中小規模の外国企業による対日進出が拡大するに伴い、その投資先や取引相手先となる国内の中小企業が、言語、準拠法、取引慣行等について渉外的要素のある未知の国内取引や、外国人株主や経営者との渉外的会社法務問題にさらされるケースも増加しつつあることから、こうした広い意味での「中小企業の国際業務」への支援を図ることが必要である。さらには、外国人労働者との労務関係の適正化、海外長期派遣される役職員の渉外的家事相続問題への対処など、中小企業自体の国際化への包括的支援を図ることも必要である。これらの支援を進めるため、以下の方策に取り組む。

- ① 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の拡充(連携機関・利用登録機関の拡充)  
国際業務に取り組む全国の中小企業が、地元の弁護士から迅速的確な渉外法的支援を受けられるようにするために、支援弁護士紹介制度を更に拡充し、制度の周知を図る。連携機関及び利用登録機関の中小企業支援機関についても拡充を図り、JETRO等の連携機関との関係強化を推進していく。

## ② 中小企業の国際業務に関する法的支援を提供し得る弁護士の人材を全国的に拡大・拡充

国際業務のサポートに際しては、国内法務とは異なる法律知識や実務的知識が求められる。中小企業の国際業務に関する法的支援を提供し得る弁護士の人材を全国的に拡張・充実すべく、eラーニング講座とライブ研修の実施を進めるとともに、各地の弁護士会との連携による全国的な基礎研修のほか、実践的な応用研修、ワークショップ研修、知財や国際仲裁等の専門委員会及びワーキンググループとの協力による専門研修、国際関係委員会と共同での海外視察等の人材育成活動を推進する。

## ③ 利用者に対する広報・啓発の推進

国際業務に際しても、弁護士へのアクセスに躊躇を感じる中小企業は依然として多く存在する。国際業務に取り組む中小企業の経営者に対して弁護士による法的支援の必要性と効果的な利用方法を理解・認識してもらうため、弁護士会独自のシンポジウム、外部向けセミナー、記事書籍の刊行などの広報・啓発活動を行うとともに、中小企業支援に関わる政府公的機関及び外部団体と共同での広報・啓発及び事案の相互紹介制度などの連携活動を推進する。

## ④ 進出先・取引相手先である諸外国の弁護士会との業務的協力関係の可能性の検討

国際業務の支援に当たっては、日本の中小企業の主要な進出先・取引相手先である法域の現地弁護士会の協力を得て、情報収集等を行うのが有効である。弁護士会国際交流の枠組みを踏まえつつ、中小企業の進出先・取引相手先である諸外国の弁護士会との業務的協力関係の可能性を検討する。

## ⑤ 中小企業の国際化への包括的支援策の検討

上述のとおり、海外への進出や海外相手先との貿易取引（EC取引も含む。）といったアウトバウンド分野のみならず、対日進出した外国企業との渉外的要素のある国内取引や対日投資した外国企業との共同事業といったインバウンド分野での中小企業の国際化も進んでいる。さらには海外展開のための役職員の海外長期派遣、訪日外国人への対応増、外国人労働者の受け入れ拡大など、企業自体の内なる国際化にも直面しつつある。そのため中小企業に対しては、海外展開に係る渉外取引法務にとどまらず、外国投資家や外国人共同経営者との渉外会社法務、海

外事業に携わる日本人役職員の渉外家事相続、雇用した外国人労働者との渉外的労務、「ビジネスと人権」への対応などを含めて、包括的な国際化支援を提供することが必要であり、そのための方策を検討する。

### 3－3－3－3　日本の弁護士による海外での業務遂行支援

日本の弁護士が海外で業務を行うに際しては、現地の外国弁護士規制を考慮する必要がある。また、弁護士の守秘義務等についても日本とは異なるルールが適用される場合があり得る。そこで、これらの問題により、日本の弁護士が不利益を被ることがないように、以下の対応に取り組んでいく。

#### ① 諸外国の外弁規制の緩和への働きかけ

日本の弁護士の海外進出状況を踏まえ、自由貿易協定・経済連携協定等の交渉状況にも十分に配慮した上、必要に応じ、日本の弁護士に対する外国弁護士資格の許容や仲裁手続の代理の許容等の要求を検討する。

#### ② 日本のルールと現地ルールの矛盾によって海外で働く弁護士が不利益を被ることがないよう対策を講じる

依頼者密告義務のように、海外の法令により日本弁護士が弁護士職務基本規程と矛盾する義務に服する状況が生じている。弁護士職務基本規程の解釈又は海外当局との調整により、ルールの矛盾によって海外で働く弁護士が不利益を被ることがないよう対策を講じる。

### 3－3－3－4　弁護士の国際業務の拡充と能力強化のため国際業務を行う関連機関・弁護士のネットワーク化

専門性の高い国際的法律サービスを提供するためには、国際業務の各分野に従事する弁護士が連携しノウハウの共有を通じて、国際業務に対応可能な弁護士をより多く育成し、相互連携により複雑な業務にも対応できる体制を構築することが必要である。そこで、弁護士の国際業務の拡充と能力強化を図るため、各弁護士会及び関係団体・機関と連携した企画を実施し、国際業務の各分野（中小企業国際業務支援、渉外家事、入国在留事件、国際仲裁・調停等）に従事する弁護士の全国的拡充と相互連携を推進・支援し、かかる業務に従事する会員の分野横断的なネットワーク化を図る。

### **3－3－3－5 日本企業のダイバーシティ実現に向けた女性弁護士による社外役員就任**

経済のグローバル化がますます進む中、日本株の外国人保有比率は2022年度までの3年連続で30%を超えており。また、近年、日本企業がグローバル規模で成長を実現していく上で、海外M&Aが重要かつ有効なツールとして認識され、大企業を中心に海外M&Aの取組が増加傾向にある。グローバル市場においては、企業のガバナンスがより厳しい評価に晒され、企業の役員のダイバーシティ、すなわち取締役会や監査役会が多様なジェンダー、年齢、国籍、経験、スキルを持った人材で構成されていることは、コンプライアンスを確保し、かつ幅広いリスクを考慮した上でリスクへ挑戦を準備するための、必須の要素と認識されている。

日本企業のグローバル化・ダイバーシティの実現を社外役員として担う人材として、女性弁護士には大きな期待が寄せられており、これに対応するための施策として、当連合会は、社外役員候補者名簿の案内、関連するシンポジウムその他の啓発活動の実施、研修コンテンツの作成等の活動に取り組む。

### **3－4 共通課題である人材育成及び広報活動**

#### **3－4－1 人材育成の課題及び取組**

##### **3－4－1－1 國際分野で活躍できる人材育成**

当連合会は国際業務に関する専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し、拡大することを基本目標の1つとする。

当該基本目標を達成するための制度として、当連合会は海外ロースクールへの推薦留学制度、海外の法律事務所でのインターンシップ・客員専門家制度、国際会議・国際交流活動への参加を支援する制度、法科大学院等の教育機関等との連携、キャリアセミナーの実施等を行っている。

必要なところに必要な支援を行うこと、単発の制度利用ではなく、制度利用者による成果の還元により更なる人材の裾野の拡大につなげること等に留意しつつ、これらの制度が有効に活用されるよう改善・拡充を図る。

例えば、海外ロースクールへの推薦留学制度については、人材育成と研究成果の当連合会・弁護士会への効果的な還元という二つのバランスを踏まえ、その時々の

状況に応じ、最適な制度となるよう継続的に見直していく。また、国際会議への参加は若手会員にとって比較的容易に国際活動に参加できる機会であるため、若手会員向けの国際会議参加補助制度は人材の裾野を広げるという点で一定の成果を上げてきたところであるが、今後も限られた予算で効果的な人材育成ができるよう、支援の対象となる会議・支援の金額・被支援者による成果の還元方法等の制度設計を継続的に検討していく。さらに、各弁護士会における留学資金補助など独自の支援制度の取組を支援する。

上述のような制度利用により国際活動に興味関心を持った会員が継続的に国際活動に従事する場の一つが国際関連委員会であるが、委員の人数制限等により、委員会への参加が限定されているという問題も存在する。意欲を持った会員により多くの活躍の場を提供できるよう取り組む。

その他、国際業務を取り扱う会員の人材育成に向けて、実践的な英語力とコミュニケーションスキル向上のための実践英会話 e ラーニング講座「English for Lawyers」や、海外取引や海外展開支援に関する基礎知識・ノウハウを提供する研修教材を作成しているが、今後さらに、入国在留手続、渉外家事手続、国際的なプロボノ活動などに関する弁護士研修を充実させることを検討していく。また、会内の各種制度や取組に関し、国際的な人材育成のためにより適切・効果的なものにするという観点からの検討や関連委員会間での連携を進める。

### 3－4－1－2 国際公務分野でのキャリア構築支援

国際公務分野（国際機関や官公庁、N G O、シンクタンク等で職員・専門家として行う国際的業務を含む分野）においては、日本の弁護士が活躍する余地があると言われながら、実際には国際公務に就く日本の弁護士の数はまだ多くない。国際公務の情報収集・提供や外務省・国際機関等の関係機関との連携、国際公務志望者に対する個別相談やネットワーク化等の支援、国際機関への弁護士インターンシップ及び客員専門家派遣の拡充、国際公法に関する研修等に取り組み、会員の国際公務でのキャリア構築を支援する。

### 3－4－2 広報活動の課題及び取組

国際戦略を達成するための広報活動としては、海外向けに当連合会の活動に関する情報を提供するものと会員向けに国際活動や会員支援制度に関する情報を提供するものとが考えられる。以下それぞれの課題を述べる。

### **3－4－2－1 海外への情報提供**

グローバル化・国際化が進み、国内の問題であっても、司法制度や人権に関する問題等、海外の制度や状況と切り離して考えることが困難であり、当連合会が諸課題に取り組むに当たっては、海外に日本の現状を発信したり、国際法曹団体・外国弁護士会等と連携を取ったりすることが必要不可欠である。そのためには、適切かつ適時に海外に情報発信を行い、日本の状況に対する興味や当連合会との連携関係を維持することが重要である。

当連合会や日本の弁護士の活動等に関する海外への情報提供については、現在は、国際会議での発言のほか、英文・中文ウェブサイト、英文パンフレット、弁護士白書の英訳版の公開、海外からの表敬訪問への対応等によって行っている。

英文ウェブサイト等による当連合会の活動紹介については、引き続きタイムリーな情報発信に向けて取り組む。プロアクティブかつ速報性のある情報提供として外国弁護士会等宛ニュースレターの発信を開始したが、その効果を見極めつつ、発信するコンテンツや頻度について継続的に検討する。

### **3－4－2－2 当連合会の国際活動の会内への広報**

当連合会の国際活動については、現時点では、多くの会員の関心を集めているとは言えない。国際活動に参加する会員を増やしていくためには、参加へのハードルを下げる支援制度等について会員に周知し、人材の底上げを図るとともに、国際活動に興味を持った会員に適時適切な情報を提供し、継続的な参加につなげることが必要である。

当連合会の実施する国際活動については、ウェブサイトへの掲載、関連メーリングリストへの投稿、チラシの配布、自由と正義、委員会ニュース、日弁連新聞等への掲載により広報を行っている。現在は、委員会活動の紹介が中心の情報提供となっているところ、近年は執行部の国際活動への参加が増えていることから、これらも適切に紹介し、国際活動への興味関心を喚起する。

加えて、会員が国際活動に関わる機会を得るために有益な情報（国際会議や国際分野の求人情報等）を、より多くの会員に対して適時に届けられるようにする。

また、国際分野の人材育成を目的とする支援制度については、未だ周知が十分とは言えない。支援制度の中には一部の会員を対象としたもの（修習期等の制限があるもの）もあるため、弁護士登録後早い時期に支援制度の全体像を把握できるよう、また、実際に支援制度の利用を希望・検討する段階で適時に必要な情報を入手でき

るよう、広報手段の拡充に取り組む。

さらに、当連合会の国際活動を内外にアピールするために有用であると考えられる当連合会の国際活動全般を概観するようなイベントを定期的に開催することも検討していく。

## 国際戦略

2016年（平成28年）2月18日

日本弁護士連合会

当連合会は、日本における弁護士の強制加入団体として弁護士全体を代表する立場にあり、高度の自治とあらゆる権力からの独立性を有している。当連合会は、日本における弁護士が、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を有していることを踏まえ、法の支配の実現を目指し、また平和を希求してきた。当連合会は、人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い、法や法制度もますます国際化する中で、今後も、この使命を自覚し、これまでの歩みを基礎に、国際的な信頼を築き上げるための積極的な活動を行う。

また、当連合会は、グローバル化・国際化の中で、個々の会員が、上記使命に基づき、効果的に、公益活動を行うとともに活動領域を拡充できるよう、制度的な支援を行っていく。

具体的には、以下のものが含まれる。

国境を越えた弁護士活動の職業倫理についての提言・研修、弁護士の独立・法の支配・基本的人権の普遍的実現を目指した諸活動、外国（地域）弁護士会、国際法曹団体、国連等の国際機関との交流・連携、法的サービスの受益者である内外の法人・個人からの国際化の中で生ずる需要への対応、国際的な分野での法的サービス提供の拡充のための基盤強化の支援等。

### 基本目標

#### 1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動

- (1) 国際人権基準及び国際人権機構の強化発展に貢献し、国際人権基準に基づいて国内外における人権課題に関する活動や人権侵害に対する救済活動に取り組む。
- (2) 外国における法制度整備、弁護士養成、弁護士会の設立等の支援を推進する活動を強化する。
- (3) 弁護士倫理の確立、弁護士の社会的貢献を推進する活動を強化する。
- (4) 国際人権法の専門知識と経験を備えた弁護士層及び(2)及び(3)記載の活動に

参加する能力を有する弁護士層を養成し、拡大する。

## 2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動

- (1) 国際社会における弁護士業務のあり方、弁護士会のあり方につき、業務規制、弁護士倫理の確立等の観点において、国際的知見に学び、これを会員に還元する。
- (2) 国際化に対応するための組織体制を確立し、国際的に情報発信を行い、国際法曹団体や国際機関と連携し、もってルール・メーキングに積極的に関わる。
- (3) 上記の活動を行うに際して、人種、ジェンダー及び法文化等に関する多様性に対する認識を高め尊重し受容するとともに、国際的な意思決定過程においてかかる多様性及び地理的バランスが確保されるよう追求する。

## 3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動

- (1) 法人（日本法人及び外国法人）・個人（外国人及び民族的少数者を含む）を問わず、国際化の中で求められる法的サービスに関する日本における弁護士及び司法制度へのアクセスを向上させる。
- (2) 国際化の中で生ずる法的サービスに係る専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し、拡大し、活動領域拡充の基盤強化のための支援を行う。